

令和6年度未来の産業人材育成事業委託業務 企画提案仕様書

本事業は、国及び県の予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務名 令和6年度未来の産業人材育成事業委託業務

2 業務期間 契約締結の日から令和7年3月16日まで

3 目的

経済活動が再開したことにより、多くの産業で人手不足が顕在化しており、今後見込まれる労働力人口減少を踏まえ、本県の優位性を生かせる観光リゾート産業や情報通信産業等への中長期的な人材確保は喫緊の課題である。

一方で、本県では、学校を卒業後に進学も就職もしない卒業者の割合が全国一高く、新規学卒者の早期離職率についても、全国より高い水準で推移している。

本事業は、沖縄の産業界の未来を担う子ども達に、県内の主たる産業の理解促進や、早期から働くことへの意欲を高めることで、学校等から職業生活への円滑な移行や、早期離職の防止を図るとともに、人材確保に課題を抱える産業分野へ人材の輩出を図ることを目的とする。

4 提案上限額

本業務に係る提案上限額は、15,112,000円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。なお、提案上限額は、本業務の企画提案における提案価格の上限であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託業務内容

(1) 必要な人員の配置に関すること

主に下記業務を担う人員を配置すること。

① 産業界と学校現場をつなぐ人員

- ・ 業界団体等と連携し、児童生徒向けの職業人講話等の実施
- ・ 教員向けに教科と連動したカリキュラム検討を行うセミナー等及び保護者向け

に産業理解を促す取組の実施

- ・事例集等の作成

② 産学官・地域連携の仕組み（連携協議会）の側面支援のための人員

- ・各産学官連携協議会の関係者（行政職員・教育関係者・産学官連携のためのコーディネーター等）の人材育成や協議会相互の連携支援

③ 事務局職員の配置

- ・事業に関する問い合わせへの円滑な対応や、県への業務進捗状況の報告等
- ・本事業を遂行するために必要とされる経費管理能力を有する事務局職員の配置

(2) 未来の産業人材を育成する取組に関すること

- ・県内の小中学生を対象に、中長期的な人材確保や若年者の就業・定着の促進を目的に、人材確保に課題を抱える産業と連携して職業人講師を派遣し、産業の魅力を伝え、就業意識の向上を図る。また、今後の進路選択に影響を与える教員や保護者の産業理解に繋がる取組を実施する。
- ・各産業との連携にあたっては、7産業（観光リゾート産業、情報通信産業、建設産業、医療産業、福祉産業、物流・流通産業、文化産業）とする。

① 小中学校の児童生徒向けの取組

ア 実施校の募集、開拓等（参加者数 3,400人以上、本島北部及び離島の小中学校8校以上）

a 原則として、産学官地域連携協議会（仕様書5(3)参照、以下「協議会」とする。）が存続している地域以外の市町村を中心に実施すること。

協議会のある地域で実施する場合は、より効果的な取組となるよう協議会と連携して実施すること。

b 原則として、1校につき、1回の申込とし、2業種まで選定できる。

c 原則として、学校の申込は令和6年10月まで、取組実施は令和6年12月までとする。

イ 概ね、職業人講話や出前講座等を想定しており、事前事後授業を実施すること。（出前講座実施校 13校以上）

【当事業内での用語定義】

- ・職業人講話：座学（講師の話を児童生徒が聞く内容）
- ・出前講座：体験型（講師と児童生徒が双方向で取り組む内容）

ウ 各産業の実施回数については、単に学校の希望に応じるだけでなく、各産業の魅力を伝えることに重きを置き、雇用のミスマッチや人材不足が課題となって

いる産業を重点的に実施すること。

- エ 学校は、申込段階で業界を選定することとし、申し込みから、実施までの間は原則として、2か月以上確保し、産業界講師の準備の時間を十分に確保することとする。

② 保護者及び小中学校教員向けの取組（事業期間内に3回以上）

- ア 児童生徒の進路選択に影響を与える保護者へ産業理解を促す取組を実施すること。

【R5年度実施事例】

- ・学年親子レクレーションでの出前講座
- ・授業参観での職業人講話
- ・親子で参加する企業見学バスツアー

- イ 教員向けに、産業界の求める人材像、雇用のミスマッチや人材不足等の現状など産業界側の視点を供与することを目的に、産学連携の産業理解プログラム検討の取組を実施すること。

【過去実施事例】

- ・教育事務所や市町村教育委員会等の実施する研修会へ各産業から職業人を派遣し、産業と各教科を連携させた授業を検討するワークショップを実施。

③ 事例集の作成

- ①～③の取り組みを踏まえ、産業別、取組の対象者別などの観点から、児童生徒へ産業の魅力促進や就業意識向上へ繋がった事例や当事業の取組から波及した効果も含め取りまとめ、事例集を作成する。事例集は、取組の周知や普及に利用する。

- ④ ①の取り組みについて、児童生徒へアンケートを行い、取組の前後で比較した就業意識に対する前向きな変化及び各産業の印象に対する肯定的な変化を測定し、15ポイント以上を目指すこととする（仕様書6(2)後述）。また、取組による児童生徒への好影響がアンケート結果に示せるよう、アンケート項目作成は、雇用政策課と協議の上進めること。さらに、教員及び産業界講師へもアンケートを行い取組の向上に役立てる。

(3) 産学官地域連携協議会の継続的・安定的な活動の側面支援に関すること

- ・これまで、市町村に対し、産学官・地域連携の仕組み（産学官地域連携協議会）の構築を支援し、協議会の活動をとおして、地域、家庭、企業など多くの関係者を巻き込み、地域の活性化や地域全体の就業意識の向上が図られてきた（沖縄型産学

官・地域連携グッジョブ事業 H23～R3)。令和5年度時点で、8地域の協議会が存続している（表1）。

・ 連携協議会が、今後も継続的に活動するため、協議会関係者に対する人材育成や協議会の連携等の側面支援を行う。

① 研修会の実施（事業期間内に1回以上）

産学官連携協議会における就業意識向上等の取組のブラッシュアップに役立てるため、各産学官地域連携協議会関係者（行政職員、教育関係者、産学官連携のためのコーディネーター等）を対象に、人材育成のための研修を行う。

② 情報交換会等の実施（事業期間内に1回以上）

各産学官地域連携協議会の連携を目的に、配置されたコーディネーター等への情報共有等を行う。

③ 連携協議会の継続状況の報告

令和6年度時点で活動している各連携協議会等の現況を情報収集し、次年度の継続状況を含め、県へ報告すること。

(4) 業務進捗状況及び打合せ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。打合せは原則月1回とし、その他必要に応じて随時実施すること。加えて、県から進捗状況の確認がある場合は、速やかに報告できるよう随時対応するものとする。

6 活動指標及び成果指標

活動指標・成果指標については以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

(1) 活動指標

活動量及び活動実績について以下のとおり指標を定め、活動状況を見極めることとする。

(表1)

活動指標	目標値
職業人講話等へ参加した児童生徒数(注1)	3,400人以上
保護者へ産業理解を促す取組 小中学校教員へ産業界側の視点を供与する取組	3回以上
産学官地域連携協議会における地域コーディネーター等の人材育成 や情報共有のための取組	2回以上

(注1)児童生徒数は、延べ人数とする。

(2) 成果指標

本事業を実施することで、児童生徒の就業意識の向上や産業理解を深めることで、将来の産業人材を輩出することを目的としていることから、以下のとおり指標を定め、事業実施により得られた効果の検証を測ることとする。

(表2)

成果目標	目標値
職業人講話等の取組前後で比較した就業意識に対する前向きな変化(注1)	15ポイント以上
職業人講話等の取組前後で比較した各産業の印象に対する肯定的な変化(注1)	15ポイント以上

(注1) 仕様書5(2)④再掲。取組後の児童生徒への好影響を数値として示すことを目的に値を設定している。

7 委託業務の経理

本業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、次の事項に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、経費報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（様式任意）を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施に当たって、財産の取得は原則として認めない。
- (7) 事業費として計上できない経費
 - ア 建物等施設に関する経費
 - イ 事業内容に照らして当然備えるべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - エ その他事業に関係のない経費

(8) 自社調達利益排除について

対象経費に受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合には、調達価格に含まれる利益を排除する必要があることから、自社調達を予定している場合はその内容を明らかにし、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって対象経費に計上すること。

※「委託業務に係る事務処理マニュアル及び解説(平成25年3月沖縄県商工労働部雇用政策課策定)」を参照すること。

8 成果物

(1) 成果報告書 5部及び電子データ

業務による成果を明らかにするための報告書を作成すること。具体的な記載内容等については、「委託業務に係る事務処理マニュアル及び解説(平成25年3月沖縄県商工労働部雇用政策課策定)」によること。

(2) 経費報告書 1部

業務に要した経費を明らかにするための報告書を作成すること。書類整理の方法等については、「委託業務に係る事務処理マニュアル及び解説(平成25年3月沖縄県商工労働部雇用政策課策定)」によること。

(3) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

(4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務に当たり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。

(6) 成果物に係る著作権人格権を行使しないこと。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の企画競争型随意契約参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

チラシ、ポスター等広報物の制作

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

チラシ、ポスター等広報物の制作

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

10 その他

- (1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 県と協議の上、業務を実施するものとし、選定された企画提案の内容のすべてを実施することを保証するものではないこと。
- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は定めのない事項については、県及び受託者で協議の上、定めるものとする。